○農林水産省令第六十五号

家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第八条の規定に基づき、家畜商法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月十二日　　農林水産大臣　金子原二郎

家畜商法施行規則の一部を改正する省令

家畜商法施行規則（昭和三十七年農林省令第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号（表）、別記様式第四号（表紙の内側）、別記様式第五号、別記様式第六号、別記様式第十号及び別記様式第十一号を次のように改める。

様式第３号（第８条関係）

（表）

令和　　年　　月　　日登録　　登録番号第　　号

家　畜　商　免　許　証

住所及び主たる事業所の所在地

又は本店の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

生年月日又は設立年月日

家畜商法第３条第１項の規定により免許を与えられた家畜商であることを証する

令和　　年　　月　　日

都道府県知事　　氏　　名

備考

１　用紙の寸法は、縦15センチメートル以上、横20センチメートル以上とする。

２　用紙は、洋紙とする。

３　免許の申請、登録変更申請、書換交付申請及び再交付申請の際、申請者から旧姓又は通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の16第１項に定めるものをいう。以下同じ。）の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。

様式第４号（第８条関係）

（表紙の内側）

令和　　年　　月　　日登録　　登録番号第　　号

家　畜　商　免　許　証

住所及び主たる事業所の所在地
又は本店の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

生年月日又は設立年月日

家畜商法第３条第１項の規定により免許を与えられた家畜商であることを証する。

令和　　年　　月　　日

都道府県知事　氏　　名

……2……つ……折……

写真

この家畜商免許証は、家畜商法第６条第２項の規定により上記家畜商に対して交付されたものであつて、その家畜の取引の業務に従事する者として下記の者が携帯するものである。

所属する事業所
住　所
氏　名

（家畜商法第11条）
家畜商は、家畜の取引をするときには、家畜商免許証を携帯し、且つ、取引の相手方の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

備考

１　用紙は、洋紙とし、表紙の裏側にはり付けるものとする。

２　用紙の地色は、淡緑色とする。

３　点線上部の部分の地模様は、様式第３号の表の地模様と同様とする。

４　免許の申請、登録変更申請、書換交付申請及び再交付申請の際、申請者から旧姓又は通称の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。